

(総則)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）に基づいて、追手門学院大学地域創造学部において必要な事項を定める。

(学部・学科の目的)

第2条 地域創造学部は、地域創造学科を置く。

2 地域創造学科では、「地域政策」「地域デザイン」「観光」「食農マネジメント」に関する学修を通じて、幅広い専門知識と教養を身につけ、職業人として、また地域の生活者として、生涯にわたり学び続けるとともに、持続可能な地域・社会を創造することに主体的に参画する地域イノベーション人材を養成する。

- (1) 地域の様々なヒトや団体と連携・協働し、地域・社会に新たな価値を創造することやより豊かな地域・社会を形成すること、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人材。
- (2) 地域政策や地方自治、自治体や中小企業の活動などに関心を持ち、地方公共団体や地元企業など、地域に根付いたフィールドで活躍できる人材。
- (3) インテリアや住居などをはじめとしたハードウェアや都市・空間といった生活環境をデザインすることに関心を持ち、地域の特徴に適した新しいコミュニティやインフラ等を生み出す分野で活躍できる人材。
- (4) 観光政策、観光産業、観光ビジネスなどに関心を持ち、地域密着型観光ビジネスの企画・立案をすることができる人材。
- (5) 6次産業化、商品開発、アグリビジネスなどに関心を持ち、食農資源を活用するための知識を活かした農業・食品産業の発展に寄与できる人材。

(定員)

第3条 本学部は置く学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
地域創造学科	230名	920名
計	230名	920名

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の2学期に分け、期間については別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学院創立記念日（5月29日）
- (4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(教育課程)

第6条 授業科目は、共通教育科目、学科科目及び資格取得に関する科目に分ける。

第7条 教育課程は、各授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 自由科目は、必修科目及び選択科目（選択必修科目、選択科目）以外の科目であり、卒業に必要な単位とはならない科目である。

第8条 授業科目は、学部の定める履修方法に従って、所定の単位を修得しなければならない。なお、地域創造学科における所定の単位数は次のとおりとする。

学科	授業科目	単位数
地域創造学科	共通教育科目	28単位以上
	学科科目	66単位以上

2 地域創造学科における学科科目及び単位数は、別表Iのとおりとする。

第9条 地域創造学科における授業科目の履修については、次のとおりとする。

授業科目	履修区分	分類	卒業に必要な単位数				
学科科目	必修	主体的研究 科目群	実践演習科目 群	地域創造実践 演習	66単位以上	124単位以上	
				卒業研究			4単位
	選択必修	学部共通科 目群	学部コア科目群	「地域創造学概論」は1年次に履修する		10単位以上	
				技能系・実習系科目群			
		専攻科目群	地域政策分野 科目群	基礎科目群	28単位以上		
				応用科目群			
				演習			
				地域デザイン 分野科目群			
		応用科目群	28単位以上				
		演習					
観光分野科目 群	基礎科目群	28単位以上					
	応用科目群						
	演習						
食農マネジメ ント分野科目 群	基礎科目群	28単位以上					
	応用科目群						
	演習						
選択必修	発展科目群	発展科目群		2単位以上			
		免許・資格科目群					

共通教育 科目	選択 必修	ファウンデーション科目群	初年次科目			28単位以上	
	選択		外国言語科目	英語	「総合英語1」「総合英語2」「Online English Seminar 1」「Online English Seminar 2」は必修とする		6単位
				ドイツ語			
				フランス語			
				中国語			
体育科目							
			別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める				
			大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める				
選択必修	リベラルアーツ・サイエンス科目群	リベラルアーツ・サイエンス系科目	8単位以上				
		人文学系科目					
		社会科学系科目					
		自然科学系科目					
選択		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める					
		大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める					
選択	主体的学び科目群	キャリア形成系科目					
		キャリア展開系科目					
		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める					
		大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める					

ただし、外国人特別学生、外国人留学生及び帰国生徒のうち指定された者は、次のとおりとする。

授業科目	履修区分	分類			卒業に必要な単位数			
学科科目	必修	主体的研究科目群	実践演習科目群	地域創造実践演習	16単位	66単位以上	124単位以上	
				卒業研究	4単位			
	選択必修	学部共通科目群	学部コア科目群		「地域創造学概論」は1年次に履修する			10単位以上
			技能系・実習系科目群					
		専攻科目群	地域政策分野科目群	基礎科目群	28単位以上			
				応用科目群				
			地域デザイン分野科目群	基礎科目群				
				応用科目群				
		観光分野科目群	基礎科目群					
			応用科目群					
食農マネジメント分野科目群	基礎科目群							
	応用科目群							
選択必修	発展科目群	発展科目群		2単位以上				
		免許・資格科目群						
共通教育 科目	選択	ファウンデーション科目群	初年次科目			28単位以上		
	選択必修		外国言語科目	日本語	4単位以上			
	選択			英語				
				ドイツ語				
				フランス語				
	中国語							
	体育科目							
		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める						

		大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、リベラルアーツ・サイエンス科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	
選択必修	リベラルアーツ・サイエンス科目群	リベラルアーツ・サイエンス系科目 人文学系科目 社会科学系科目 自然科学系科目	8単位以上
選択		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、主体的学び科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	
選択必修	主体的学び科目群	キャリア形成系科目	「日本事情1」、「日本事情2」は必修とする 4単位
選択		キャリア展開系科目	
		別に定める放送大学の科目を修得した場合及び別に定める資格・検定試験で一定以上の成績を修めた場合は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める 大学コンソーシアム大阪単位互換協定により修得した単位は、ファウンデーション科目群、リベラルアーツ・サイエンス科目群と合わせて、最大4単位まで卒業に必要な単位として認める	

第10条 地域創造学科における卒業の要件は、124単位以上を修得することのほか、本学部が定めることとする。

(教職課程)

第11条 卒業後中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 教職課程の履修方法は、別に定める。

(学芸員及び社会教育主事の資格取得)

第12条 卒業後、学芸員及び社会教育主事の資格を得ようとする者のために、これに必要な科目を設ける。

2 学芸員及び社会教育主事資格取得のための履修方法は、別に定める。

(単位及び授業方法)

第13条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、その学修の成果を評価して単位を授与する。なお、地域創造学科における卒業研究は、4単位とする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

5 第3項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

6 第4項の規定により修得した単位数は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に要する単位に算入することができる。

7 文部科学大臣が別に定めるところにより、第3項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第14条 一年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学部が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第14条の2 本学部が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられるような適当な人数とするものとする。

第15条 学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修の制限)

第16条 各学期において履修できる単位数は別に定める。

(履修の届出)

第17条 学生は、各学期の始めに設けられた所定の期間に、当該学期に履修を希望する科目を届け出なければならない。

2 履修登録手続をしない者は、当該科目の授業及び試験を受けることができない。

(科目修了の認定)

第18条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学部が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

2 成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

3 合格を得た科目に対して、所定の単位を与える。

第19条 原則として各科目とも出席すべき授業時数の3分の1以上欠席した者は、科目修了の認定を受けることができない。

第20条 科目修了の認定を得た科目は、再度履修することができない。

(卒業及び学位)

第21条 本大学に4年以上在学し、所定の課程を修めた者をもって、卒業したものとする。

2 本大学を卒業した者には、次のとおり学位を授与する。

地域創造学部

地域創造学科 学士（地域創造学）

（入学）

第22条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。

第23条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

2 入学は、学部会議の意見を聴き学長が決定する。

第24条 入学を希望する者は、学科を指定しなければならない。

第25条 所定の期日までに定められた入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

（編入学及び他大学からの転学）

第26条 本大学の第3年次へ編入学又は他の大学からの転学は、選考の上、これを許可することがある。

2 選考の方法は、別に定める。

第27条 前条により編入学又は転学を許可された者の修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えることができない。

（転学部及び転学科）

第28条 本大学の他学部への転学部及び他学科への転学科は、欠員がある場合に限り、選考の上、第2年次又は第3年次の始めにおいて許可することがある。

（休学）

第29条 病気その他やむを得ない理由で修学できない場合は、保証人連署の上、休学願を学部長に提出し、その許可を得てその学期又はその年度を休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第30条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を学部長に提出し、その承認を得なければならない。

第31条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

（退学）

第32条 退学しようとする者はその事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第33条 前条により退学した者又は除籍された者が同一の学科に再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、選考の上、許可することがある。ただし、学則第66条第1号の規定により除籍された者は、再入学を許可しない。

（他大学への入学及び転学）

第34条 他の大学へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

（委託生）

第35条 学校、官庁その他の公共団体から特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

（科目等履修生）

第36条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

（聴講生）

第37条 本大学の学生以外の者で、特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

（研究生）

第38条 本学部において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

（外国人特別学生）

第39条 外国人で、学則第29条に定める資格を有する者が、学則第30条によらないで、本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第40条 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する規則は、学則及び本規程に定めるもののほか、別に定める。

（入学金及び授業料等）

第41条 本大学に入学を許可された者は、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

第42条 学生は、授業料その他所定の学費を納付しなければならない。

第43条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

第44条 入学金、授業料、実験実習費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については別にこれを定める。

第45条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

第46条 前条の規定にかかわらず、本大学に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により授業料その他の学費を返付する。

（賞罰）

第47条 学生で特に他の学生の模範とすべき行為のあったときは、表彰することがある。

第48条 学生で本大学の規則若しくは命令に違背し、又は学生の本分に反する行為のあったときは、その軽重に従ってこれを懲戒する。懲戒処分の手続については別に定める。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第49条 学生で学力劣等にして成業の見込みがないと認められる者又は正当の理由がなく出席が常でない者は、学部会議の議を経て、これを退学させる。

（除籍）

第50条 学生が次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 在学8年を超える者

- (2) 休学期間が第29条第2項又は第3項の上限を超える者
  - (3) 疾病その他の事故により成業の見込みがないと認められる者
  - (4) 授業料その他学費を督促しても納付しない者
- (その他)

第51条 学則及びこの規程に定めのない事項については、学部会議がこれを定める。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表 I 地域創造学科開講科目表

履修区分	分野		授業科目	単位			配当年次				教職※	要件	
				必修	選択必修	選択	1	2	3	4			
必修	主体的研究科目群	実践演習科目群	地域創造実践演習（入門）1	2			○	○	○	○		16単位	
			地域創造実践演習（入門）2	2			○	○	○	○			
			地域創造実践演習（基礎）1	2				○	○	○			
			地域創造実践演習（基礎）2	2				○	○	○			
			地域創造実践演習（展開）1	2					○	○			
			地域創造実践演習（展開）2	2					○	○			
			地域創造実践演習（発展）	2						○			
			地域創造実践演習（総括）	2						○			
			卒業研究	4							○		
選択必修	学部共通科目群	学部コア科目群	地域創造学概論		2		○	○	○	○		10単位以上	
			経済学基礎論		2		○	○	○	○			
			マネジメント基礎論		2		○	○	○	○			
			男女共同参画社会論		2		○	○	○	○	科		
			少子高齢化社会論		2		○	○	○	○	科		
			地域コミュニティ論		2		○	○	○	○			
			地域づくりと障害者		2		○	○	○	○			
			地域づくりと環境		2		○	○	○	○			
			地域文化史研究		2		○	○	○	○	科		
			地域研究入門		2		○	○	○	○			
			文化人類学入門		2		○	○	○	○			
			社会統計学入門		2		○	○	○	○			
			現代社会と地域		2		○	○	○	○			
			都市と農村		2		○	○	○	○			
			社会学概論1		2			○	○	○	科		
			社会学概論2		2			○	○	○	科		
			文化人類学		2			○	○	○			
			人文地理学概説1		2			○	○	○	科		
			人文地理学概説2		2			○	○	○	科		
			法律学概論1		2			○	○	○	科		
			法律学概論2		2			○	○	○	科		
			技能系・実習系科目群	地域調査法1		2		○	○	○	○		
				地域調査法2		2		○	○	○	○		
			選択必修	専攻科目群	地域政策分野科目群	基礎科目群	地域政策論1		2		○		○
地域政策論2		2						○	○	○			
地方自治論		2						○	○	○	科		
地域経済論		2						○	○	○			
地域産業論		2						○	○	○			
政策科学		2						○	○	○			
公共経済論		2						○	○	○			
社会政策論		2						○	○	○			
応用科目群	自治体政策論					2		○	○	○	科		
	住民参加論					2		○	○	○			
	都市政策論					2		○	○	○			
	地域経営論					2		○	○	○			
演習	地域開発演習					2		○	○	○			
選択必修	専攻科目群	地域デザイン分野科目群				基礎科目群	地域デザイン概論1		2		○	○	○
			地域デザイン概論2		2			○	○	○			
			都市空間計画論		2			○	○	○			
			都市デザイン史		2			○	○	○			
			地域・住宅計画論		2			○	○	○			
			居住福祉論		2			○	○	○			
			応用科目群	文化と地域デザイン		2		○	○	○			
				住生活論1		2		○	○	○			
				住生活論2		2		○	○	○			
				ユニバーサルデザイン論		2		○	○	○			
都市・地域安全論		2		○	○	○							
災害復興論		2		○	○	○							

選択 必修	専攻科目 群	観光分野科目群	演習	地域デザイン演習1	2		○	○	○		
				地域デザイン演習2	2		○	○	○		
			基礎科目 群	観光学1	2		○	○	○		
				観光学2	2		○	○	○		
				観光産業論	2		○	○	○	科	
				観光資源論	2		○	○	○	科	
				観光行動論	2		○	○	○		
				地域と観光	2		○	○	○		
				観光地域経営論	2		○	○	○		
			応用科目 群	観光政策論	2		○	○	○		
				観光交通論	2		○	○	○		
				観光交流論	2		○	○	○		
				観光マーケティング論	2		○	○	○		
				サステナブルツーリズム論	2		○	○	○		
観光社会学	2			○	○	○					
演習	観光マネジメント演習	2		○	○	○					
選択 必修	専攻科目 群	食農マネジメント 分野科目	基礎科目 群	食農マネジメント論1	2		○	○	○		
				食農マネジメント論2	2		○	○	○		
				フードビジネス論	2		○	○	○		
				食品流通論	2		○	○	○		
				農業経済学	2		○	○	○		
				食文化論	2		○	○	○		
				食農と観光	2		○	○	○		
			食農とサステナビリティ	2		○	○	○			
			応用科目 群	フードマーケティング論	2		○	○	○		
				食育と食生活論	2		○	○	○		
				6次産業化論	2		○	○	○		
				食品企業論	2		○	○	○		
				食品安全論	2		○	○	○		
				商品開発論	2		○	○	○		
演習	食農企画演習	2		○	○	○					
選択 必修	発展科目 群	発展科目群	地域イベント論	2		○	○	○		2単位以上	
			現代文化論	2		○	○	○	科		
			地域創造学特殊講義1	2		○	○	○			
			地域創造学特殊講義2	2		○	○	○			
			地域創造学特殊講義3	2		○	○	○			
			地域創造学特殊講義4	2		○	○	○			
			国際事情	4		○	○	○			
			国際コミュニケーション論	4		○	○	○			
			国際表現演習	4		○	○	○			
			国際特別演習	4		○	○	○			
			免許・資格科目	日本史概説1	2		○	○	○		科
				日本史概説2	2		○	○	○		科
				西洋史概説1	2		○	○	○		科
				西洋史概説2	2		○	○	○		科
		東洋史概説1		2		○	○	○	科		
		東洋史概説2		2		○	○	○	科		
		自然地理学概説1		2		○	○	○	科		
		自然地理学概説2		2		○	○	○	科		
		地誌学1		2		○	○	○	科		
		地誌学2		2		○	○	○	科		
		政治学概論1		2		○	○	○	科		
		政治学概論2		2		○	○	○	科		
		哲学概論1		2		○	○	○	科		
		哲学概論2	2		○	○	○	科			
		倫理学概論1	2		○	○	○	科			
		倫理学概論2	2		○	○	○	科			

※教職課程に関する科目であり、「職」は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」、「独」は「大学が独自に設定する科目」、「科」は「教科及び教科の指導法に関する科目」である。